

写

22消安第1968号
平成22年 6月 1日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課長

飼料中のデオキシニバレノールについての一部改正について

飼料におけるデオキシニバレノールの基準値については、「飼料中のデオキシニバレノールについて」（平成14年7月5日付け14生畜第2267号飼料課長通知。以下「課長通知」という。）により、生後3ヶ月以上の牛用飼料は4.0 ppm、それ以外の家畜等の飼料は1.0 ppmの基準値が設定されています。

今般、Codexの「測定の不確かさガイドライン(CAC/GL54-2004)」に基づき、デオキシニバレノールの測定の不確かさを検討した結果、デオキシニバレノールの基準値は、有効数字1桁の整数とすることが科学的に妥当であるとの結論が得られました。

つきましては、課長通知を別紙の新旧対照表のとおり改正することとしたので、貴管下関係者に対する周知徹底につき御協力をお願いします。

(別紙)

「飼料中のデオキシニバレノールについて」(平成14年7月5日付け14生畜第2267号農林水産省生産局畜産部飼料課長通知) 一部改正新旧対照表

改正後	現 行
<p data-bbox="226 432 383 464">本文 [略]</p> <p data-bbox="645 512 680 544">記</p> <p data-bbox="226 592 1099 663">家畜等(生後3ヶ月以上の牛を除く。)に給与される飼料に含まれることが許容されるデオキシニバレノールの最大値</p> <p data-bbox="622 715 703 746"><u>1 ppm</u></p> <p data-bbox="226 794 1099 866">生後3ヶ月以上の牛に給与される飼料に含まれることが許容されるデオキシニバレノールの最大値</p> <p data-bbox="622 917 703 949"><u>4 ppm</u></p>	<p data-bbox="1124 432 1281 464">本文 [略]</p> <p data-bbox="1543 512 1579 544">記</p> <p data-bbox="1124 592 1998 663">家畜等(生後3ヶ月以上の牛を除く。)に給与される飼料に含まれることが許容されるデオキシニバレノールの最大値</p> <p data-bbox="1505 715 1615 746"><u>1.0 ppm</u></p> <p data-bbox="1124 794 1998 866">生後3ヶ月以上の牛に給与される飼料に含まれることが許容されるデオキシニバレノールの最大値</p> <p data-bbox="1505 917 1615 949"><u>4.0 ppm</u></p>

写

22消安第5365号
平成22年10月6日

各都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課長

飼料中のゼアラレノンの暫定許容値の改正について

飼料中のゼアラレノンについては、「ゼアラレノンの検出について」（平成14年3月25日付け13生畜第7269号農林水産省生産局畜産部飼料課長通知）により、家畜に給与される飼料に含まれることが許容される最大値（暫定許容値）が1.0 ppmと設定されています。

今般、独立行政法人農林水産消費安全技術センターによる飼料原料中の汚染実態調査結果が集積されたことから、Codexにおける「測定の不確かさガイドライン(CAC/GL54-2004)」並びに家畜及び畜産物を含む食品を介したヒトへ健康影響に関する新たな知見等に基づき、現行の暫定許容値の妥当性について検討した結果、有効数字1桁の整数である1 ppmとすることが科学的に妥当であるとの結論が得られました。

つきましては、当該通知を別紙のとおり改正することとしたので、貴管下関係者に対する周知徹底につき御協力をお願いします。

(別紙)

「ゼアラレノンの検出について」(平成14年3月25日付け13生畜第7269号農林水産省生産局畜産部飼料課長通知) 一部改正新旧対照表

改正後	改正前
<p>本文 [略]</p> <p>記</p> <p>家畜に給与される飼料に含まれることが許容されるゼアラレノンの 最大値</p> <p><u>1 ppm</u></p>	<p>本文 [略]</p> <p>記</p> <p>家畜に給与される飼料に含まれることが許容されるゼアラレノンの 最大値</p> <p><u>1.0 ppm</u></p>



22消安第5163号
平成22年9月8日

各都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

飼料の有害物質の指導基準の一部改正について

「飼料の有害物質の指導基準の制定について（昭和63年10月14日付け63畜B第2050号農林水産省畜産局長通知）」を別紙のとおり改正します。

つきましては、本改正内容について、下記事項に留意の上、貴管下関係者に対し周知していただきますよう宜しくお願いします。

記

1 農薬の指導基準について

今般、稲わら、稲発酵粗飼料及び粃米における農薬の残留実態等について新たな試験結果が集積されたことから、JMPR（FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議）における飼料中の残留基準の設定の考え方及びこれらの飼料の我が国における給与実態を踏まえ、農薬成分について指導基準を追加することとしました。

また、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項に基づく食品、添加物等の規格基準の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。

なお、稲わら及び稲発酵粗飼料については、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令の施行について（平成18年5月26日付け18消安第2321号農林水産省消費・安全局長通知）」の第2の1の(2)において、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号。以下「省令」という。）の別表第1の1の(1)のセに定める牧草の基準値の対象に含まれるとされていますが、今回、新たに指導基準の対象とした稲わら又は稲発酵粗飼料は、省令の別表第1の1の(1)のセに定める牧草の基準値の対象外とします。

2 重金属等の指導基準について

カドミウム及び水銀の指導基準については、基準の対象である飼料原料及び配合飼料の汚染実態調査結果が集積されたこと、Codexにおける「測定の不確かさガイドライン(CAC/GL54-2004)」並びに重金属等の家畜及び畜産物を含む食品を介したヒトへ健康影響に関する新たな知見等に基づき、現行の指導基準の妥当性について検証した結果、当該指導基準を改正することとしました。

(別紙)

「飼料の有害物質の指導基準の制定について」(昭和63年10月14日付け63畜B第2050号農林水産省畜産局長通知)新旧対照表

改正後				改正前				
別紙				別紙				
単位：ppm				単位：ppm				
種類	有害物質名	対象となる飼料	基準	種類	有害物質名	対象となる飼料	基準	
農薬	<u>イソプロカルブ</u>	稲わら	1	農薬				
		稲発酵粗飼料	0.1					
	イミダクロプリド	稲わら	10		イミダクロプリド		稲わら	10
		稲発酵粗飼料	3				稲発酵粗飼料	3
	<u>エチプロール</u>	稲わら	3					
		粃米	1					
	[略]							
	クロチアニジン	稲わら	2		クロチアニジン		稲わら	2
		稲発酵粗飼料	1				稲発酵粗飼料	1
	<u>クロラントラニプロール</u>	稲わら	0.1					
		稲わら	5					
	<u>ジノテフラン</u>	稲わら	5					
		稲発酵粗飼料	5					
	[略]							
	チアメトキサム	稲わら	0.2		チアメトキサム		稲わら	0.2
		稲発酵粗飼料	0.1				稲発酵粗飼料	0.1
		粃米	3					
	テブフェノジド	稲わら	20		テブフェノジド		稲わら	20
		稲発酵粗飼料	10				稲発酵粗飼料	10
	<u>トリクロルホン</u>	稲わら	2					
粃米		2						
フィプロニル	稲わら	0.2	フィプロニル		稲わら	0.2		
	稲発酵粗飼料	0.1			稲発酵粗飼料	0.1		
<u>フェノブカルブ</u>	稲わら	5						
	稲発酵粗飼料	5						
	粃米	3						
[略]								
ブプロフェジン	稲わら	25	ブプロフェジン		稲わら	25		
	稲発酵粗飼料	15			稲発酵粗飼料	15		

[略]	アゾキシストロビン	稲わら 稲発酵粗飼料	10 5 1	アゾキシストロビン	稲わら 稲発酵粗飼料	5 1
<u>イソプロチオラン</u>		稲わら 稲発酵粗飼料	2 40 20			
エディフェンホス		稲わら 稲発酵粗飼料	15 10 1	エディフェンホス	稲わら 稲発酵粗飼料	10 1
<u>オキシリニック酸</u>		稲わら 稲発酵粗飼料	10 0.1			
[略]	カルベンダジム、チオファネート、 チオファネートメチル及びベノミ ル	稲わら 稲発酵粗飼料	0.3 0.1	カルベンダジム、チオファネート、 チオファネートメチル及びベノミ ル	稲わら 稲発酵粗飼料	0.3 0.1
<u>ヒドロキシイソキサゾール</u>		稲わら 稲わら 稲発酵粗飼料	10 1 0.5 3 0.5			
<u>ピロキロン</u>		稲わら 稲発酵粗飼料	2 5 130			
<u>フェリムゾン</u>		稲わら 稲わら 稲わら	5 1			
フサライド		稲わら	130	フサライド	稲わら	130
<u>フラメトピル</u>		稲わら	5			
[略]	フルトラニル	稲わら 稲発酵粗飼料	20 5	フルトラニル	稲わら 稲発酵粗飼料	20 5
プロクロラズ		稲わら 稲発酵粗飼料	5 0.2 0.1	プロクロラズ	稲わら 稲発酵粗飼料	0.2 0.1
<u>プロベナゾール</u>		稲わら 稲わら	3 0.3			
メタラキシル		稲わら 稲発酵粗飼料	0.5 0.2	メタラキシル	稲わら 稲発酵粗飼料	0.5 0.2
<u>メプロニル</u>		稲わら	25			
[略]						

	ジクワット <u>シハロホップブチル</u>	稲わら <u>稲わら</u> <u>稲発酵粗飼料</u> <u>粃米</u>	0.05 <u>2</u> <u>0.1</u> <u>2</u>		ジクワット	稲わら	0.05
	[略] ハロスルフロンメチル	稲わら 稲発酵粗飼料	0.2 0.1		ハロスルフロンメチル	稲わら 稲発酵粗飼料	0.2 0.1
	<u>ベンスルフロンメチル</u>	稲わら <u>稲発酵粗飼料</u>	<u>0.1</u> <u>0.05</u>				
	ベンタゾン	稲わら 稲発酵粗飼料	0.3 0.1		ベンタゾン	稲わら 稲発酵粗飼料	0.3 0.1
	<u>ベンチオカーブ</u>	稲わら	<u>0.1</u>				
	<u>ペンディメタリン</u>	稲わら	<u>0.02</u>				
	<u>モリネート</u>	稲わら	<u>0.3</u>				
重金属等	[略] カドミウム	配合飼料、乾牧草等 魚粉、肉粉、肉骨粉	<u>1</u> <u>3</u>	重金属等	[略] カドミウム	配合飼料、乾牧草等 魚粉、肉粉、肉骨粉	<u>1.0</u> <u>2.5</u>
	水銀	配合飼料、乾牧草等 魚粉、肉粉、肉骨粉	0.4 <u>1</u>		水銀	配合飼料、乾牧草等 魚粉、肉粉、肉骨粉	0.4 <u>1.0</u>
	[略]				[略]		
[略]				[略]			
注：1～5. [略] 6. 牛（肉用に出荷する牛又は搾乳を行うために飼養する牛をいう。）に <u>テブフェノジド</u> を使用した粗飼料（乾牧草、生牧草、稲発酵粗飼料、サイレージ等）を給与する場合、当分の間、その割合を飼料全体の概ね7割以下に抑えること。				注：1～5. [略] 6. 牛（肉用に出荷する牛又は搾乳を行うために飼養する牛をいう。）に <u>イミダクロプリド</u> 、 <u>テブフェノジド</u> 又は <u>ブプロフェジン</u> を使用した粗飼料（乾牧草、生牧草、稲発酵粗飼料、サイレージ等）を給与する場合、当分の間、その割合を飼料全体の概ね7割以下に抑えること。			

写

22消安第5364号
平成22年10月6日

各都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課長

飼料中のデオキシニバレノールの平成22年度中の取扱いについて

飼料中のデオキシニバレノール（以下「DON」という。）については、「飼料中のデオキシニバレノールについて」（平成14年7月5日付け14生畜第2267号農林水産省生産局畜産部飼料課長通知）により、暫定許容値を設定しているところ です。

家畜に給与される飼料において、暫定許容値を遵守するためには、主原料であるとうもろこしのDONの濃度が1 ppmを超えないことが重要ですが、独立行政法人農林水産消費安全技術センターのサーベイランス結果等から、2009年に収穫された米国産とうもろこしについては、収穫時期の天候不良の影響により、1 ppmを超えるものが多く認められております。

このため、家畜及びヒトの健康が保護される範囲において設定した下記の許容値を、本日から平成23年3月31日までに製造される配合飼料について適用することとしたので、貴管下関係者に対する周知徹底につき御協力をお願いします。

記

鶏に給与される飼料に含まれることが許容されるデオキシニバレノールの最大値

3 ppm

豚及び牛（生後3ヶ月以上の牛を除く。）に給与される飼料に含まれることが許容されるデオキシニバレノールの最大値

1 ppm

生後3ヶ月以上の牛に給与される飼料に含まれることが許容されるデオキシニバレノールの最大値

5 ppm